第 217 回国会　参議院　参議院　決算委員会　第 8 号
令和 7 年 5 月 26 日

――――――――――――――――

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）（衆議院送付）
○令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）（衆議院送付）
○令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第二百十六回国会提出）（衆議院送付）
○令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第二百十六回国会提出）（衆議院送付）
○令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書
○令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
○令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
（国会法第百五条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件）

――――――――――――――――

（略）

○委員長（片山さつき君）　進藤金日子君。

○進藤金日子君　おはようございます。自由民主党の進藤金日子です。

質問の機会を与えていただきまして、委員長、理事の皆様方、また同僚議員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

早速入りたいと思います。

米の問題につきまして、これまでの経緯と現状を整理して、今後の方向性について農林水産省に確認していきたいというふうに思います。

まず、資料 1、配付している資料 4 枚ございますが、資料 1 を御覧いただきたいと思います。

昨年の 6 月から現在に至るまでの上段（1）が販売数量の推移、下段の（2）が販売価格の推移であります。昨年の 6 月から 7 月にかけての販売数量は、直近 2 年間に比較して増えております。実は 4 月頃からこの傾向でしたが、これは、令和 3 年 9 月頃から食料品全体の価格上昇が続く中で、米の価格は相対的に上昇が緩やかであり、主に価格の優位性から販売が増えたものと考えられます。この時期、ちまたでは、米は物価の優等生と言われておりました。

他方、令和 6 年 8 月の販売量が大幅に増加した要因は、8 月 8 日に発表された南海トラフ臨時情報により、多くの消費者が米の先買いを行ったことが要因で、その反動として 9 月と 10 月は販売量が大幅に減少したものと考えられます。通常、米の販売につきましては、7 月から 8 月は端境期であり、在庫は少なくなるのですけれども、特に昨年は、先ほど申し上げたとおり、春の需要増もあって在庫は更に少なくなっておりました。そこに初めての南海トラフ臨時情報が発表され、当時の岸田総理は外国訪問も取りやめをしました。そして、多くの消費者は米の先買いを行い、連日報道機関はスーパー等の米売場で在庫がなくなった状況を繰り返し報道したこともあり、更に先買いが広がったと思われます。

資料 2 を御覧ください。

米は、一般的に、年間あるいは複数年にわたり、生産段階、集荷段階、卸売段階、小売等段階、消費者段階の各段階で流通する量と時期がおおむね決まっております。こうした中で、昨年 8 月 8 日以降に一挙に需要が高まり、資料 2 でいうと、主に集荷段階以降の右側が大混乱に陥ったわけであります。お盆休みの時期とも重なり、トラック等の輸送手段の手配も大変だったと聞いております。さらに、卸売から小売等に至る段階では、一般的に精米と袋詰め等の工程が加わります。こうした状況の中で、働き方改革による 2024 年問題等も重なったこともあり、経費がかさみ、結果的に販売価格の上昇につながったということだと思います。

そうした中で、資料 1 にありますように、9 月から 10 月にかけて販売量が減っても販売価格は上昇してきました。これは、供給が大幅に先食いされた中で、販売量の減少よりも供給量の減少が大きく、加えて、流通等に要する経費は下げることができないという事情があったものと考えられます。

そして、収穫の秋を迎えます。米の需給、供給不足が叫ばれる中で、資料 2 で、集荷段階から卸売段階の一番下のところにあります、その下部にあります集荷業者以外の業者の方々が農家の庭先を訪問して、ＪＡ等の集荷業者よりも高い値段で米を買い取っていくわけであります。私が多くの農家から聞いた話では、収穫前から農家の庭先に、今まで見たことがない方々が現金を持って訪問して、その場で交渉していたということを聞いております。その結果、集荷段階では、令和 6 年末時点で、前年比で 21 万トンの米が集まらなかったとされています。実は、生産量自体も、農林水産省が公表している作況指数ほどには収穫できていなかったんじゃないかという声も多く聞かれました。

再度、資料 2 に戻ります。この調査結果は本年 1 月末現在のもので、3 月末に公表されたものです。通常、農林水産省は、食糧法に基づく在庫等の調査を毎年 6 月末に、最も精度が高いものとして取扱量の少ない業者も含めて実施しておりますが、資料 2 の調査は、特例的に 6 月末の調査と同程度の精度で行った結果であります。

これによれば、生産段階で生産者の出荷は前年と比較して14万トン増えており、生産段階の在庫量も9万トン増加しております。そして、集荷段階では、集荷業者への出荷は21万トンよりも減っていて、31万トン減少しているわけであります。他方、先ほど述べた集荷業者以外の取引と生産者の直接販売等による集荷は44万トン増加しております。在庫を見れば、卸売段階では4.2万トン増と1万トン減ですから、約3万トン増加しております。末端流通の段階でも在庫が七万トン増加していると見込まれ、結果的に、右下にあるように、消費者の在庫を除いて19万トンの在庫が昨年よりも、比較して増加しているということであります。

この結果を見る限り、昨年と比較して米は不足しているわけではなく、在庫は昨年より増えているということになります。しかし、米の販売価格は上昇しているわけであります。

そこで、滝波農林水産副大臣にお尋ねします。

令和7年1月末現在の米穀生産者・小規模事業者の在庫数量等に関する調査結果、これ3月末公表されておりますが、これにつきまして、生産段階と卸売段階の末端流通段階で、昨年と比べて在庫は19万トン増加しており、消費者在庫も4万トン増加していると見込まれる中で、2月と3月の米の販売量は過去2年間と同程度であるにもかかわらず販売価格は上昇している現象についての農林水産省としての見解をお聞かせください。

○副大臣（滝波宏文君）　お答えいたします。

今し方、進藤委員には、これまでの経緯について詳しく整理をしていただきまして、ありがとうございます。

3月末に公表した米穀の生産者・小規模事業者の在庫数量等に関する調査結果では、本年1月末時点の消費者在庫を除く在庫量は前年と比べ19万トン増加しているなど、流通の各段階で在庫を積み増ししている状況が確認されました。また、生産者からの出荷量は14万トン増加したものの、JA系統などの集荷業者への出荷が前年よりも31万トン減少、一方で、生産者の直接販売や集荷業者以外への出荷先への販売が前年より44万トン増加しているという結果が明らかになりました。

この調査結果からも明らかになった6年産の流通の大きな変化により、卸、実需者においては、これまでの大手集荷業者からの供給が少なくなることが見込まれた結果、例年とは異なる調達ルートからも補完的に比較的高値で仕入れることが必要になったと考えられます。これによりまして、スーパーなど小売店での価格が高い水準になっていると考えているところであります。

以上であります。

○進藤金日子君　副大臣、ありがとうございます。

今、流通の変化ということを副大臣述べられました。私自身は、これまで長年にわたり形成されてきた集荷段階、卸売段階、小売等段階におけるある程度顔の見える流通経路が、価格の上昇とも相まって、集荷業者以外の業者との取引の増大等によって複雑化して、そして価格が高いということもありますから、小売等の段階にまでスムーズに流れなくなっている、こういう状況が今起きているんだろうというふうに考えております。

こうした状況であるがゆえに、政府備蓄米の放出に当たって農林水産省は、資料2の上段部分の集荷業者に対して、これまで3回の入札で合計31万トン供給しました。しかし、なかなか備蓄米は消費者の元へは届きません。現実として、卸売段階で在庫量が大幅に不足していれば、備蓄米は、乾いた砂に水をまくように、相当短期間に小売等段階を経て消費者に届くと思います。しかし、届いていないわけであります。

これは、卸売段階において精米や袋詰めの手間を要することに加えて、既存の高く仕入れた米を差しおいて安い備蓄米を優先的に市場に出すという判断には至らなかったと、そういうふうに思っております。したがって、既存の米と備蓄米をブレンドする、これも大きな手間になってなかなか流通しないということではないでしょうか。

こうした事態を踏まえ、農林水産省は、資料4にありますように、5月初めに、米の流通安定化に向けた対策パッケージを公表しました。そして、小売店主導の早期販売計画に基づく優先枠を設定することにしたわけであります。今後供給する十万トンのうち、集荷業者から直接、町のお米屋さん向けなどに2万トン販売する、また、集荷業者から卸やスーパー向けなどに4万トン販売することにいたしました。

そこで、滝波農林水産副大臣にお尋ねします。

農林水産大臣の交代でその取扱いに一部変更が出てくるとは思われますけれども、この米の流通安定化に向けた対策パッケージの実効性確保に向けた方針をお聞かせ願いたいと思います。

○副大臣（滝波宏文君）　お答えいたします。

今お示しいただきましたこの資料4のパッケージにつきまして、1ポツ、2ポツにつきましては、大臣交代によりまして、後ほど御説明いたしますが、随意契約での形に変わってまいります。一方、3ポツの消費者への丁寧な情報発信、これについては生きてございまして、しっかりこれに基づいて丁寧な情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。

それで、随意契約の件につきましては、今最終的な詰めをしてございますけど、その方向性といたしましては、大手の、年間1万トン以上の取扱数量、これは見込みを含みますけれども、そういった大手の小売業者を対象といたしまして30万トン、これは令和4年産のものを20万トン、それから令和3年産のものを10万トンというふうに想定してございますが、売渡しをすることを考えてございます。随意契約で

あります。買戻し要件は求めないということになります。

売渡価格については、一般的なマージンで、既存在庫とブレンドしない前提で試算した場合に、小売価格が2千円程度、5キロですね、税抜きでなるというふうなことを、水準を考えまして、1万7百円の60キロ、税抜きというふうなもので売渡しをしていこうというふうなことで今最終的な詰めをこの方向でしているところでございます。

以上です。

○進藤金日子君　ありがとうございます。

現在検討中ということでございますけれども、小泉農林水産大臣が表明された随意契約、この方式が、詳細今詰めているということを御答弁いただきました。これは多分、集荷団体ということをスルーして小売等の段階に直接供給できる業者と契約を結ぶということだと思われます。まずは、こうした思い切った措置で、小売段階で過熱している販売価格を下げるということに注力するということだと思われます。

他方、資料2の状況が全体として今後どのように変化していくのか、これは是非しっかりと注視いただきたいというふうに思います。

ここで再び資料1を御覧いただきたいと思います。

販売数量を見ると、価格が昨年の約2倍になっている中で、4月から5月の販売数量は直近2年よりも増加しているわけであります。備蓄米を供給しても米の販売価格が高くなっている事実と連日の米不足との報道等により、消費者の心理が不安になっていて、そうしたことがこれ米の先買いにつながっている可能性も否定できないわけであります。

このような状況下で農家の方々の声を聞くと、一番多いのが、肥料や生産資機材、農業機械経費の高騰で生産コストが高くなっており、再生産可能な価格で売れなければ経営が破綻するので、是非とも消費者の皆様にも一定の価格上昇は御理解いただきたいというものであります。しかし、農家が受け取る値段の2倍から3倍で消費者に売られている現実に疑問を呈する農家が多いというのも実情であります。

他方、消費者の皆様からも、農家の経営に配慮すべきとの声はあるものの、1年で販売価格が2倍を超える価格には納得できないという声が圧倒的に多いと認識しております。

農家も消費者も、お互いに納得できる価格水準で安定することを望んでいるというふうに思います。

資料3を御覧ください。

3月17日から4月27日までの政府備蓄米の流通実績です。供給された約21万トンのうち、小売等業者へは約2.2万トンと、約1割程度しか届いていません。販売等に要する経費と利益と、表のところの中段のところにありますけど、真ん中のところにありますけれども、これを見ますと、集荷業者から卸売業者の段階では60キロ当たり1千百46円ですけれども、卸売業者から小売等段階では60キロ当たり7千5百94円、5キロ換算で6百30円要しているわけです。私が先ほど述べたように、卸売段階では精米、ブレンド加工、袋詰めなどの作業が発生して、手間とコストがかさんでいることがよく理解できる資料であると思います。

しかし、このコスト水準には、高過ぎるんじゃないかといった声も聞かれます。スーパー店頭価格が税抜きで5キロ当たり3千円程度だとすると、約20%が卸売段階から小売段階で生じていることになります。そして、農家の受取分は、昨年と一昨年の備蓄米の引取り価格を考慮すると、多分3割程度にすぎないわけであります。こうした状況等を踏まえ、これから参議院で審議することになる食料システム法の早期成立を図り、コスト指標が透明化されることを期待する声を多く聞きます。

いずれにしても、消費段階で異常な米価水準を適正化することが急務ですが、あくまでも適正化であって、過度に下落すると、生産段階での米価が下落して農家が苦しむことになります。これを多くの農家は心配しているわけであります。

農林水産省は先週金曜日、5月23日に、令和7年産の水田における作付け意向を公表しました。その中で、令和7年産米は昨年に比べて40万トン増えるとしているわけであります。これまで私が述べたように、客観的な数字を見る限り、現時点で極端な米不足には陥っていないし、今後も極端な気候変動や大災害が起きない限り、米不足が起こる可能性は低いと思われます。

なお、こうした不測の事態が生じた場合に備えて農林水産省が公表した対策パッケージで、食料供給が確保されていない場合は、国が保有するミニマムアクセス米を活用することも明らかにしているわけであります。やはり、そして何よりも、米価水準の安定を図り、消費者、生産者双方の不安を解消していく必要があります。

これまでの質疑を踏まえまして、農林水産省には3つのことを要請したいと思います。

1点目、第1は、正確な情報を徹底的かつ積極的に公表していく必要があるということです。特に、平均値に加えて各地域の状況がどうなっているのか、きめ細かな情報提供も必要だと思います。

2点目は、初めての経験であったとはいえ、現実として政府備蓄米が消費者に適時適切に届かなかった要因を徹底的に分析して、非常時に政府備蓄米が国民に確実に届くシステムを構築することであります。

3点目は、市場価格への政府の関与の在り方の整理であります。もちろん、平時と非常時の関与の在り方は異なるでしょう。市場経済を基本とする限り、政府の関与度合いで市場にゆがみが生じます。そのゆがみが農家に生産者価格の下落という形で表れれば、この国の水田農業は継続できなくなります。影響度合いによっては非常時から平時にソフトランディングする対策も必要になってくるでしょう。

以上を要請して、次の質問に移りたいと思います。

全国各地を巡回し、ここ数年の国土強靱化対策の実施状況を見ると、確実に効果が現れていると実感します。早期に国土強靱化実施中期計画の閣議決定を行い、今後、中期的な方向について、事業規模も含めて早期に確定していくことが極めて重要であります。

御案内のとおり、これまでの国土強靱化対策予算の別枠部分は補正予算での対応となっておりますが、現場では、補正予算の執行に関して様々な意見があります。その中で、今回は繰越制度に絞って御紹介したいと思います。

繰越制度は、財政法における会計年度独立の原則に対する例外でありまして、明許繰越しと事故繰越しとがあります。国土強靱化対策に要する補正予算はこれまで年度後半に成立しており、地方負担を伴うものは、地方議会での予算成立を経て予算の執行が可能になるため、どうしても大半が明許繰越しをせざるを得ない状況となります。そして、繰り越した年度でやむを得ない事情で再繰越しする際には明許繰越しでの再繰越しは不可能であり、事故繰越しによってのみ再繰越しが可能となります。

しかし、現実には事故繰越しのハードルは高くて、避け難い事故でなければ認めてもらえません。避け難い事故の範囲については法令上明確にされておりませんけれども、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならないとされております。例えば、暴風、洪水、地震等の異常な自然現象によるものはその代表例、代表的なものであります。しかし、積雪寒冷地帯等の土工を伴う工事では事故繰越しのハードルが高いので、発注者側が工期を安全側に設定する傾向があり、受注者側は、品質確保の観点から、受注のリスク回避から入札に応じないといったことを耳にします。

こうしたケースを未然に防止するには、特定の予算に限定して明許繰越しを2年間許容する、こういった制度に改正することを提案したいと思います。そうすることで、実質的に当初予算と同様な運用が可能となり、発注者側も受注者側も工事執行の自由度が大きくなることから、事業促進に大きなプラスになると考えるところであります。

そこで、加藤財務大臣にお尋ねします。公共事業における繰越制度の運用について、現場の実情を踏まえて見直しが必要と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君）　今委員御指摘のように、財政法で認められております明許繰越し、これは財政法で１年、翌もう１年ということであります。それから、事故繰越しという制度はありますが、ただし書でありますから、本来はその年度中に執行されることが前提になっているというのが今の財政法のスキームでございます。

実際に繰り越す場合に、明許繰越し、事故繰越し、それぞれ一定の手続が必要となりますが、これまでも、各府省、自治体等からの要望を踏まえてその簡素化に努めてきたところでございまして、特に令和元年には、豪雨災害等の激甚な災害が相次ぐ中で、災害復旧復興事業の場合は、災害の規模にかかわらず、提出書類の削減、簡素化やヒアリングの廃止などを行うなど、この間数次にわたった取組をしてまいりましたし、毎年度、各府省、地方自治体に対しては、繰越制度の説明会を行うなど繰越制度の周知等も実施をし、また、申請などに係る相談も受け付けてきているところであります。

財務省としては、今後とも、各府省や地方自治体に対してこうした取組の内容を周知するとともに、今の委員の御指摘は、まさに工期の設定をどう適切に行うのかということなんだろうと思います。その辺についても、適切な工期の設定に努めるよう働きかけるなど、繰越制度全体の適切な運用がなされることによってそれぞれの事業の執行が円滑に進んでいけるように、引き続き努力していきたいというふうに考えております。

○進藤金日子君　今、加藤大臣から御答弁いただきました。是非そのような形で、また発注者側、受注者側の工期設定が適切に行われるようにお願いしたいと思います。

実は、財務省主計局で出している繰越しガイドブックというのがございます。もう15年程度運用しているようでございますけれども、発注者側の評価はこれ極めて高いんですね。従来と比べれば飛躍的に手続が簡素化されたと、また事務が効率化されたということをよくお聞きします。主計局を始め地方財務局の御苦労に敬意を表したいというふうに思います。

その上で、いずれにしても、人手不足と働き方改革や激しい気象変化など、現場をめぐる状況は一層厳しくなっております。この既存の制度に現場が合わせるんじゃなくて、現場に合った制度運用ができるように、是非とも更なる検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

なお、繰越額の多寡、多い少ないで予算の必要性や有効性を疑問視する声を聞くことがございますが、公共事業においては全く当てはまらないことをあえて付言しておきたいと思います。

次の質問に移ります。

物価高対策について政府はしっかりと対策を講じているんですかといった声を多く聞くことがあります。政府の対策が国民に浸透していないのではないかと感じることが多々あるわけでございます。

そこで、瀬戸内閣府副大臣にお尋ねいたします。政府の物価高対応の主な施策の取組について、国民の皆様に分かりやすいように御答弁いただきたいと思います。

○副大臣（瀬戸隆一君）　お答えさせていただきます。

米価、お米を含めて、食料品など身近なものの物価、価格が高い状況が続いていく中、国民や事業者の方々は厳しい状況に置かれているものと認識しております。

物価高につきましては、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、日本全体で賃金が上がる環境をつくっていくことが基本であり、急務と考えております。その上で、賃上げの効果が出るまでの間の対応も、6年度補正予算や7年度予算に盛り込んできているところでもあります。

具体的に申しますと、1人2万から4万円の所得税減税、これ総額1.2兆円になりますが、年末調整で行います。

また、世帯当たり3万円に子供1人当たり2万円を加算する低所得者世帯向けの給付金の支給が始まっております。

3つ目ですけれども、地域の実情に応じまして、住民税非課税世帯以外の方も対象とする給付金や学校給食の無償化などを実施できる重点支援地方交付金、総額6千億円を措置しているところであります。

そして、子ども・子育て支援を強化しております。一定期間の育休給付の手取りをこれまでの8割から10割相当へと引き上げます。高校無償化につきましては、高校生1人当たり11万8千8百円の支援金の収入要件を撤廃いたします。こうした政策がこれから本格的に執行するところでもあります。

加えまして、物価や国民生活の状況に応じまして、随時施策を追加しております。お米につきましては、先ほどお話もありましたように現在検討中でありますが、随意契約を活用した備蓄米の売渡しを行うことを検討中であります。また、ガソリン価格をリッター当たり10円引き上げます。暑い夏の7月から9月の電気・ガス料金支援を実施します。といった支援を一刻も早く国民の皆様にお届けしてまいります。

こうしたあらゆる施策を総動員しているところでありまして、引き続き、家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いながら、物価対策に取り組んでまいります。委員おっしゃるとおり、広く、また広報等を通じましてお伝えしていきたいと考えております。

○進藤金日子君　瀬戸副大臣、ありがとうございます。

まずは、今御答弁いただいたような内容、これしっかりと周知いただき、また地方との連携も更に密にして、まずは現在の対策をしっかりと国民の皆様方に御理解いただいた上で、やはり状況の変化ありますから、足らざるところにつきましてはスピード感を持って更に対策を講じていくということを重ねてお願い申し上げたいというふうに思います。

○副大臣（瀬戸隆一君）　済みません、ちょっと訂正させていただきます。

ガソリン価格をリッター当たり10円引き上げると言ってしまいました。引き下げるということでございます。失礼しました。

○進藤金日子君　大変重要な点でございますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

最近、消費税の引下げについて、消費税引下げの議論が盛んに行われておりますが、私も全国各地を回りまして、いろいろな質問を受けることが多くなってきました。この消費税引下げの賛否は別にして、客観的に見て、消費税引下げの議論をする場合の課題は明らかにしておくべきとの立場から質問したいと思います。

まず、加藤財務大臣にお尋ねします。

消費税の引下げについて、引き下げた税率相当分が価格引下げに確実につながるんですかという質問を受けるケースが多くあります。確かに、税率を上げたときにはその分は確実に徴税されるので、価格は上昇するわけです。しかし、我が国では消費税を引き下げた経験がありませんので、他国の事例等を踏まえてどのように考えるか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君）　御質問に答える前に、まず、消費税の引下げについては、政府として従前から、全世代型社会保障制度を支える重要な財源として位置付けられていることから、その税率を引き下げることは適当でないという考え方は申し上げさせていただいております。

その前提の下で、その引き下げた場合についてあえて言及させていただきますと、実際の価格は、コストや需要の変化といった様々な要素によって影響を受けるため、価格が実際にどう変化するかについては確たることはなかなか申し上げることは困難でありますし、御指摘のように、日本においては引き下げた事例がございませんので、さらにそうしたことでございます。

諸外国がどうかということであります。コロナ禍等において税率を引き下げ、諸外国では付加価値税という形になりますが、コロナ禍で税率を引き下げた事例がありますが、例えばドイツにおいては、引下げ前後で価格が変更されていない商品が多数存在をした、あるいはイギリスにおいても、飲食店の多くは値下げをしていなかったとの報道もあるものと承知をし、税率引下げ時に相当する値下げがなされたとはなかなか言い切れない、こうした状況もあったのではないかというふうに推察をしております。

○進藤金日子君　ありがとうございます。諸外国の事例も今御紹介いただきました。

そういった中で、財務省政府参考人にお尋ねしたいと思います。消費税の引下げについて実務上どのような課題が生じると想定されるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（青木孝徳君）　お答えいたします。

まず、消費税に関する考え方、政府の考え方としては、大臣から申し上げたとおりでございます。

その上で、一般論として、消費税率の引下げに伴う実務上の課題でございますが、まず、全国の事業者におきまして新たな値段設定の検討、それから新たな税率に対応するためのレジシステムの改修など、様々な影響が生じることとなるため、相当の準備期間が必要になることなどに留意する必要があろうかと思います。

また、仮に軽減税率のみを引き下げる場合でございますが、軽減税率が適用されますテークアウトや総菜、弁当などの割安感が増すことから、標準税率が適用されます外食の売上げに影響する可能性があることや、例えば農家のように標準税率で仕入れをして軽減税率で販売をする事業者につきましては、仕入れ時に支払う消費税分が変わらない一方で、売上時に受け取る消費税分が減るため、還付を受けるまでの資金繰りに影響が生じる可能性があることにも留意する必要があると考えております。

○進藤金日子君　ありがとうございます。

いろいろな実務上の課題があるということなんだろうと思いますが、やはり私も現場を回っていって農家の方々から聞くことがございます。軽減税率対象品目の税率を0%とすると、今御答弁ありましたように、肥料だとか生産資材、これ標準税率10%で仕入れていくわけであります。販売するときはこれゼロですから、これはもちろん還付しないといけない、手続しないといけないんですが、かなり大きな経営をしていると、その資金繰りが、来るまでにどうするんだという話はよく聞くわけであります。

また、免税事業者多いですから、免税事業者がどういうふうになるんだと。多分、消費税率8%、食料品なくなったら、価格を値引いてくれとプレッシャー掛けられるんじゃないかと心配する方々もおられます。そういったことは十分考えていかないといけないんだろうというふうに思います。

そういった中で、次に総務省の政府参考人にお尋ねしたいと思います。消費税の引下げがなされた場合に地方財政に与える具体的な影響をお聞きしたいと思います。

○政府参考人（寺崎秀俊君）　お答え申し上げます。

令和7年度の消費税収見込みは国、地方合わせて約31.4兆円でございますが、このうち地方税である地方消費税が約6.5兆円、また、国税である消費税のうち約4.9兆円は地方交付税の原資となっております。これらを合わせますと、消費税収全体の約4割である約11.4兆円が地方の税財源となっているところでございます。

また、地方消費税の税収の半分は都道府県から市町村に交付されており、財政力が乏しい市町村にとっても地方交付税と合わせて貴重な自主財源となっております。

地方消費税を含む消費税は、地方における社会保障の安定財源の確保とともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で重要な役割を担っております。地方の社会保障施策に要する経費は、令和7年度において約23.9兆円と、消費税収の地方分約11.4兆円を大きく上回っている状況にございます。

こういった中で、地方の首長さん方々からは、仮に消費税の引下げがなされた場合の地方財源や行政サービスへの影響を懸念する声が上がっているものと承知しておりまして、こうしたことに十分留意する必要があると考えているところでございます。

○進藤金日子君　ありがとうございます。

私も、やはりこれ、都道府県のみならず市町村にも影響を与えるということですから、やはり国の財政だけじゃなくて、地方、特に地方交付税交付金の財源にもなっているということでございますから、その部分についてはしっかりとまた検討を深めていく必要があるんだろうというふうに思います。

消費税の引下げといいますと、まずは国民生活に最も密接に関わる食料品の税率引下げが議論になるわけでございます。この場合、5兆円の減税となって、社会保障の財源になっているので、消費税引下げが極めて困難だというのが、先ほど大臣からも御答弁ございましたけれども、度々政府の見解として出されるわけであります。

この消費税の、食料品の消費税8%軽減されたとしても、実態として価格が8%分下がらなければ、これ1年あるいは2年後に消費税戻したときに確実に8%にこれ価格が上乗せされますから、結果的にまた今よりも高くなる結果にもなるのではないかという不安の声もありますから、更にここの部分については検討を深める必要があるんだろうというふうに思います。

もちろん、今政府の立場は消費税を引き下げないということでありますけれども、議論の上では検討する必要があるんだろうと思います。

私は、あくまでも個人的意見ですが、消費税は一律にして、十分な所得が得られていない方々には一定額を還付する方式へ転換するのが望ましいんじゃないかと考えております。これは、普及したマイナンバーカードの活用で十分可能な方法だと思います。そうすれば、インボイスも廃止できるでしょう。

やはり租税の原則である公平、中立、簡素の三原則に立ち返って更に検討を進めるべきことを申し述べて、私の質問を終えさせていただきたいと思います。

御清聴ありがとうございました。